1 文化財政策における伝統音楽・芸能の位置づけ

① 文化財政策における伝統音楽・芸能

(1) 文化財の種類

現在，文化財保護法（以下，保護法）で文化財として位置づけられているものは六種，「文化財ではないけれども保護すべきもの」とされているものが一種，全部で七つの類型があります。

第一は「有形文化財」で，この中には，建造物，美術工芸品，歴史資料が含まれています。これは伝統芸能や音楽には直接関係ない文化財ですが，奏楽堂のように音楽の演奏に使われる建物が有形文化財として保護されているケースもあります。

第二は「無形文化財」というカテゴリーです。保護法第２条第１項２号で「演劇，音楽，工芸技術，その他の無形の文化財所産で，わが国にとって歴史上または芸術上価値の高いもの」という定義がされていて，この前半の「演劇」，「音楽」が伝統的な芸能に位置づけられる分野といえます。

第三は，「民俗文化財」というカテゴリーで，同２条第１項３号で「衣・食・住，生業，信仰，年中行事等に関する風俗慣習，民俗芸能，民俗技術，及びこれらに用いられる衣服，器具，家屋，その他の物件で，わが国民の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの」という定義がなされています。つまり，「衣・食・住，生業，信仰，年中行事等に関する」風俗慣習，民俗芸能，民俗技術が無形の民俗文化財とされています。この無形の民俗文化財のうちの民俗芸能は，日本の伝統的な芸能のうちでプロフェッショナルでない一般の人たちが祭礼等で行う芸能です。また風俗慣習にも芸能を含むものは数多くあります。例えば，ユネスコの無形文化遺産になった祇園祭を筆頭とする山・鉾・屋台行事は，制度上は風俗慣習に分類されていますが，祇園ばやしを演奏し，あるいは踊り屋台が出るという芸能や音楽の要素も当然含んでいます。なお民俗技術には現在のところ音楽や芸能に直接関係するものはありません。

第四は「記念物」，第五は「文化的景観」，第六は「伝統的建造物群」ですが，音楽・芸能とは関係がないため省略します。

最後は，「文化財ではないけれども，文化財を未来に伝えるために欠くことのできない伝統的な技術」と定義される「文化財保存技術」です。その中には，建造物・美術工芸品を保護するための技術に加え，芸能や音楽を未来に伝えるための技術も含まれます。典型的なものとしては，三味線などの和楽器の製造・修理等の技術があります。そこには三味線の弦を作る，革の張り替え，棹や駒を作るなど，さまざまな技術の集積があります。

(2) 保護施策の概略

次に，実際に国が文化財施策の中で，音楽・芸能を保護するとはどういうことか，についてみていきましょう。まず，限りある予算・人員から，すべての対象を保護することは不可能なため，おのずと優先順位に基づく保護施策を取る必要があります。そこで国は一定の基準を設けセレクションを行う，これが「指定」「選定」「認定」という行為です。原則的に，国はこの指定・選定された対象に対して保護施策を展開しているといえます。以下，カテゴリー別に見ていきましょう。

①重要無形文化財

重要無形文化財の場合，技の指定と保持者の認定が必ずセットで行われます。指定するのは芸能や音楽の技芸であり，あわせてそれを身につけてパフォーマンスできる人を保持者として認定します。認定方法には，個人を保持者として認定する「各個認定」（一般に「人間国宝」と称されます）

と，複数の保持者が団体を構成する「総合認定」の二種があります。これは抽象的に技芸を指定するだけでは実際の保護が図れないからです。一方どのように重要な技芸であっても，保持者がすべて亡くなると指定も解除されてしまう，という問題があります。

重要無形文化財に対し，国は保護施策として，恒常的にお金を支出しています。その額は定額で，実際の補助額が最初の予算計上の段階で決められ，それがずっと続きます。また各個認定と総合認定ではお金の性格が違います。各個認定では「特別助成金」とよばれ，どの分野の保持者であっても一律200万円が毎年支給されます。時々，「人間国宝になると国から年金がもらえる」と誤解されますが，何にでも自由に使える年金とは違い，後継者養成や自身の技芸錬磨など，使用できる目的が限定され，計画の提出と報告が求められます。

一方総合認定では，保持者の団体等が行う，後継者を養成する伝承事業，その芸能を公開する特別公開事業に補助金が出ます。これは，会計監査の対象ともなり，書類も完備する必要があります。

②重要無形民俗文化財

次に重要無形民俗文化財の場合は，保持者等の認定制度はなく，指定しかありません。例えば，どこそこの盆踊り，どこそこの何々神楽を指定して終わりで，保護団体を認定しません。

「指定に至る手順」としては，基本方針に従って進められます。基本方針とは，分野や地域的バランスなどを配慮して策定され，さらに具体的な5年間を目途とした中期的候補表を作り，文化庁の調査官による最終的な現地確認調査が実施されます。民俗文化財の指定で注意すべきは，地元の方々の伝承意欲の確認です。いろいろな研究者の論文で，「この芸能が重要である」と分かっていても，特に過疎地の場合，伝承状況が確認できないと国が指定して短期間で伝承が途絶える可能性があります。それでは指定の意味がないので，今後続ける伝承意欲を地元が持っているかを確認することが非常に重要です。また，地元が必ずしも国に指定されることを望んでいない場合もあります。まれに，「うちの祭りは国の指定になったりすると観光客が増えて嫌だから，指定しないでくれ」という場合もあります。法律上は，地元に拒否権はありませんが，実際は地元の望まない指定を行うことは好ましくないので，地元の意向も十分に確認し，その年の指定候補が決定されます。

次に保護施策に関して無形と大きく異なるのは，地元の申請を前提としていることです。無形の場合は，指定されると同時に自動的に支援が行くシステムですが，民俗の場合は地元が必要な事業を計画し国に補助申請をすることになります。補助も定率で，基本，国は半分を補助します。これは，無形の民俗文化財はあくまでも地元主体で伝承努力がなされるべきで，国はそのお手伝いにとどまるという考え方を示すものといえます。

③選定保存技術

選定保存技術の場合，選定・認定の方法や補助の制度は，基本的に重要無形文化財と同様だといえます。技の選定と保持者・保持団体の認定がセットなっている点，支給される補助金は定額で恒常的な補助である点等です。

以上が国の保護施策の概略ですが，詳細は以下の文化庁の情報をご参照ください。

文化財補助金関係要項
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/hojokin.html

令和3年度文化財補助金交付一覧
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/r03_kofu/index.html

2 文化財政策における課題

(1) 保存と活用のバランス

まず考えるべき課題は，保存と活用のバランスをどうとっていくかという点でしょう。平成30年に文化財保護法が改正[1)]され，「これまで価値づけが明確でなかった未指定を含めた有形・無形

の文化財を町づくりに生かしつつ，文化財継承の担い手を確保し，地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備するため，地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化を図る」ということを掲げています。

国が発表している法改正の概要では，「都道府県は，文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できる」，「市町村は，都道府県の大綱を勘案し，文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し，国の認定を申請できる」となっています。

これは，国による細かな管理の権限を少し地元に移譲しようということですが，主に有形文化財から出てきた意見です。無形文化財，無形民俗文化財に対してどういう影響があるかは，まだはっきりと見えてはいません。「無形文化財や無形民俗文化財も計画に含める」と記されてはいますが，主眼は，史跡，名勝，建造物などです。

また併せて地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が行われました。地方公共団体の文化財保護の事務は，従来基本的に教育委員会の所管でしたが，この改正により，条例を定めれば地方公共団体の長が担当できるようになります。つまり，教育委員会から外して，首長部局へシフトすることが可能となり，現実にその動きは加速しています。これにより，今まで以上に保護よりも活用を重視した対応が多くなっていくと考えられます。それが芸能や音楽にこれからどう影響していくかは，注意深く見守っていくべきでしょう。

(2) 無形民俗文化財の大会等における公開

次の課題は，「無形民俗文化財の大会等における公開」の問題です。無形文化財は，舞台で観客に見せることが伝統的なのであまり問題になりません。しかし無形民俗文化財の「民俗芸能」は，本来，祭り，年中行事といった，特定の日，特定の場所での公開（これを「現地公開」といいます）が伝統でした。ところが，戦後から現在まで，様々な場所で民俗芸能大会が盛んに行われています。そこには検討すべき課題が幾つかあります。

第１は，大会における現地性の程度により，どのような内容にすべきかが変わってくるという点です。例えば，外部の愛好者から「祭りは非常に日が限られるから，それ以外のときに地元の本来の場所で特別公開してくれないか」という場合があります。これは現地公開ではありませんが，本来の場所でなるべく祭りと同じ形での公開が求められるものです。また，所在の市町村の郷土芸能大会も，地元の人が地元の大会に出るという意味で，現地性は比較的高いといえます。これが都道府県の大会に，全国大会へ，さらに海外に招聘されて演じるとなると，現地性はどんどん低くなります。その現地性の高低によって，あるべき演じ方も変わってくるという考えが出演者・主催者で共有されるべきだと考えます。

またその大会の事業目的を明確にすることも重要です。当初は，いわゆる普及啓発を目的に掲げていました。これは当時の交通事情から，国内でも地方の芸能を現地で見ることが困難であった状況から生まれたものでしょう。しかし現在は，ネットも発達し，旅行も比較的短時間で自由にできます。そうした状況の中で，普及啓発的意味が薄れていきました。今日では，伝承を活性化させる意味が重視され，観客のための大会というよりは，出演者のための大会という位置づけを明確にしている場合が多くなっています。そこでは観客に注目されることに加え，他の出演団体との交流も伝承意欲喚起につながる効果が期待されています。今後大会の関係者は，前例主義に陥ることなく，事業の意義・目的を十分再検討し，あるべき内容を再構築することが求められていると思います。

(3) ユネスコ無形文化遺産保護条約と国内保護システム

最後の課題は，ユネスコ無形文化遺産保護条約と国内保護システムとの関係性です。

従来は，無形文化財も無形民俗文化財も文化財

保存技術も，未指定文化財，市町村指定，都道府県指定，国指定という国内的ヒエラルキーを前提とした保護システムが存在しました。

それに対し，2003 年にユネスコで無形文化遺産保護条約[2] が採択されました。この条約は，無形文化遺産保護のための国際枠組みを形成するためのもので，日本は世界で 3 番目に批准しました。当時文化庁は，公式見解として「国内の保護施策には影響しない」と発表しています。ところが，現実にはいろいろな影響が生じています。ひとつには，「ユネスコの代表一覧表へ記載されることは，国の指定よりも上位である」といった風潮がみられることです。これは先行する有形の世界遺産との混同も原因と考えられます。世界遺産は，世界的に「顕著な普遍的価値」を有することが登録の条件ですが，無形文化遺産の記載条件にはこのような価値判断はありません。無形文化遺産は相互に価値の上下は存在せず，等しく同価値であるというのが基本的考え方です。しかし現実には，「うちもユネスコの無形文化遺産になりたい」という運動が各地で展開されています。国内でうまくいっていた保護施策に，条約の影響が今後マイナスに働かないか，というのが現在の私の懸念です。

世界では，無形文化遺産保護をユネスコの条約とともに始めた国が大多数です。つまり，条約の後，国内法を整備が始まったため，当然両者には整合性があります。また，韓国のように，既存の国内法をユネスコ条約に合わせて変えた国もあります。日本はそのどちらでもありません。この関係も整理すべき時期に来ていると思います。

3 結びにかえて

最後に，文化財の立場から見たアートマネジメントに求めるものについて考えてみましょう。文化財がアートマネジメントの対象であるとすると，それは一方で，消費される文化資源でもあります。マネジメントに携わる人は，どこに立ち位置を持つのかということが重要だと考えます。

私は文化遺産保護の立場から，守るべき文化遺産の側に重心を置いてもらいたいというのが希望です。しかし，現実は単純ではないと思います。

では，「文化遺産を保護するとはそもそも何だ」ということを考えましょう。もともと，「文化財保護法の方途は保存と活用である」というのが国の公式見解でした。では，何が保存かというと，あまり明確ではありません。ユネスコの条約では，全体の保護を「セーフガーディング」と言っています[3]。条約の中にはセーフガーディングとは何かが定義されていて，

「認定（identification）」，「記録作成（documentation）」，「研究（research）」，「保存 preservation」，「保護（protection）」，「促進（promotion）」，「拡充（enhancement）」，「伝承（transmission）」，「再活性化（revitalization）」の全てがセーフガードだと言っています。

「preservation」や「protection」は，従来の日本の保存に近い考え方ですが，「enhancement」，「revitalization」も無形文化遺産の保護だということです。であれば，「enhancement」や「revitalization」という，いままで官が意識することの少なかった部分をアートマネジメントは積極的に貢献できる可能性があると思います。

※本稿は 2019 年 8 月の講演内容を基にしたものです。その後，新型コロナ感染症により，伝統芸能・音楽も大きな影響を受け，それに対する国の支援策も，十分とはいえないまでも追加されました。それらについては，本稿に反映させることがかないませんでしたので，以下を参考としていただければ幸いです。

※「コロナ禍における無形文化遺産への支援」（『無形文化遺産研究報告 15』2021 年 3 月　東京文化財研究所）
https://www.tobunken.go.jp/ich/wp-content/uploads/05_miyata_2021.pdf

※新型コロナウイルスの影響を受ける文化芸術関係者に対する支援情報窓口
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/2020020601.html

1) https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/1402097.html

2) https://ich.unesco.org/en/convention

3)『無形文化遺産用語集』（2020 年 3 月　東京文化財研究所）参照
https://ich.unesco.org/en/conven

（宮田繁幸）